

事務局 (松木局長)	<p>ご起立を願います。 礼。 ご着席ください。</p>									
部会長	<p>皆様、おはようございます。ただいまから、第 714 回農地部会を開催いたします。 なお、渡部会長さんは、欠席すると今朝、連絡がございました。 本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、浅海地区の田中委員さん、道後地区の山本委員さんのお二人にお願いいたします。 なお、本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 11 号までの、11 件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。 それではまず、第 1 号議案、農地法第 18 条 6 項解約通知専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (渡部副主幹)	<p>それでは、ご報告いたします。 1 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5 条届出により、転用するものでございます。 離作補償給付金を支給することしております。</p> <p>以上でございます。</p>									
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま、第 1 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>									
委員一同	<p>異議なし</p>									
部会長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、第 2 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。 平成 28 年 3 月 28 日から 4 月 25 日までに専決処理した案件 15 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら 15 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 1850 1011 1962"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>8 件</td> <td>1,940 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>6 件</td> <td>2,935 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>1 件</td> <td>37 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>となっております。 以上でございます。</p>	住宅用地	8 件	1,940 m <sup>2</sup>	商工業用地	6 件	2,935 m <sup>2</sup>	公的用地	1 件	37 m <sup>2</sup>
住宅用地	8 件	1,940 m <sup>2</sup>								
商工業用地	6 件	2,935 m <sup>2</sup>								
公的用地	1 件	37 m <sup>2</sup>								

部会長	はい。ありがとうございました。ただいま、第2号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。									
委員一同	異議なし									
部会長	はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 続きまして、第3号議案、農地法第5条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。									
事務局 (藤久次長)	それでは、ご報告いたします。  平成28年3月28日から4月25日までに専決処理した案件は37件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら37件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 なお、用途別処理状況といたしましては、  <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>26件</td> <td>14,601 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>9件</td> <td>5,232 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>2件</td> <td>930 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> となっております。 以上でございます。	住宅用地	26件	14,601 m <sup>2</sup>	商工業用地	9件	5,232 m <sup>2</sup>	公的用地	2件	930 m <sup>2</sup>
住宅用地	26件	14,601 m <sup>2</sup>								
商工業用地	9件	5,232 m <sup>2</sup>								
公的用地	2件	930 m <sup>2</sup>								
部会長	ありがとうございました。ただいま第3号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。									
委員一同	異議なし									
部会長	はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 続きまして、第4号議案、農地法第18条第6項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。									
事務局 (渡部副主幹)	それではご報告いたします。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 なお、本件の賃貸人は先日、死亡をしております。合意解約を申し入れた日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡し時期につきましては、死亡以前の日があることから、本件は解約通知であることから、有効であると判断しております。 2番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 3番、本人保留でございます。									

	<p>4番、本件は農地法第3条許可により、昭和57年1月12日及び昭和62年7月10日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申し入れを行い、合意契約が成立したもので、解約後は新たに借り手を探し、貸し付けるとしております。離作保障はないとしております。</p> <p>5番、本件は農地法第3条許可により、平成16年1月8日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申し入れを行い、合意契約が成立したもので、別件5条許可申請にて転用するとしております。離作保障はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま第4号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続きまして、第5号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部副主幹)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。</p> <p>1番、譲受人の渡部さんは、農地約32アールを耕作する兼業農家でございます。</p> <p>この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人の塩見さんは、農地約45アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自作地に近い本申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、4番は譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。</p> <p>譲受人の大川さんは農地約2アールを耕作する兼業農家でございます。</p> <p>この度、自作地に近い本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものです。</p> <p>なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p> <p>5番、譲受人の西田さんは、農地約63アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>6番、譲受人の岡さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業経営に精進しようとするものであります。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p>

7番、8番は譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。  
譲受人の武智さんは、農地約18アールを耕作する農業者でございます。  
この度、本申請地の贈与を受け、また、借り受け、農業経営を拡大し、  
精進しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後  
程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

9番、譲受人の隅田さんは、農地約46アールを耕作する兼業農家でご  
ざいます。  
この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございま  
す。

10番、譲受人の後藤さんは、農地約97アールを耕作する兼業農家でご  
ざいます。この度、自作地に隣接する本申請地を取得し、農業経営の規模  
拡大を図るものであります。

11番、譲受人の吉山さんは、新規農業者でございます。この度、本申  
請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものであります。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員  
さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

12番、13番は譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。  
譲受人の吉岡さんは、農地約13アールを耕作する農業者でございます。  
この度、自作地に隣接する本申請地を取得し、農業に精進しようとする  
ものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後  
程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

14番、15番、16番は譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたし  
ます。

譲受人の山岡さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地を取  
得、及び、借り受け、農業経営に精進しようとするものであります。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員  
さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

17番、譲受人の大北さんは、農地約20アールを耕作する農業者でご  
ざいます。

この度、本申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでござい  
ます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後  
程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

18番、譲受人の山本さんは、農地約72アールを耕作する農業者でご  
ざいます。

この度、自作地に隣接する本申請地の贈与を受け、農業経営に精進しよ  
うとするものでございます。

19番、譲受人の玉島さんは、農地約122アールを耕作する農業者でご  
ざいます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業経営に精進しようとするものでご  
ざいます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございました。  
それでは、次に地元の委員さんから説明をお願いいたします。

先ず、11ページ、3番と4番は併用案件となっております。  
所在地、住所地共に、浮穴地区でありますので、南委員さんから説明を

<p>南委員 (浮穴地区)</p>	<p>お願いします。        それでは、ご説明をいたします。        先程事務局から説明がありましたように、譲受人の大川さんは、現在、南高井町にお住まいで、農地約2アールを耕作する農業者であります。        今般、議案記載の農地を借り受け、耕作面積30アール以上として、農業規模の拡大を図るものであります。        農業に対する意欲も十分見受けられることから地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。        次の6番は、久谷地区であります。それと7番と12ページの8番が併用案件となっております。7番は所在地、住所地共に久谷地区であります。それと8番は、住所地が久谷地区でありますので、先ほどの6番、7番、8番併せて、久谷地区の池田委員さんからお願いします。</p>
<p>池田委員 (久谷地区)</p>	<p>それでは、地元説明をさせていただきます。        先程事務局から説明がありましたように、6番の申請人の岡さんは。久谷町に居住しており、この度久谷地区にて、祖父より贈与にて農地を取得し、新規に農業を始めたいと申請いたしました。        一部申請地は荒廃しておりますが、開園計画書も提出されており、祖父や地元及びJAにて営農指導を受けるなど、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。        なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。        続きまして、7番の申請人の武智さんは久谷町に居住しており、農地1889㎡を耕作している農業者であります。この度、久谷地区にて農地を取得し、余土地区では農地を借り受け、農業経営規模を拡大したいと申請に及んだものです。農作業歴は44年と経験豊富であり、営農体制等確認したところ耕作意欲も十分感じられましたので、地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。        続きまして、8番は所在地区が余土地区となっておりますので、池田委員さんからお願いします。</p>
<p>池田委員 (久谷地区)</p>	<p>それでは、説明いたします。        先程事務局から説明がありましたように、申請人の武智さんは、久谷町に居住しており、この度、余土地区にて農地を借り受け、久谷地区では農地を取得し、経営規模の拡大を図りたいと申請に及んだものです。        余土地区においては、貸主の営農指導を仰ぐなどして地域の慣習に従い、周辺農地に影響のないよう、営農するとのことで耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。        なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。        次は、11番ですが、まず、所在地が久枝地区であります。        渡部潤一郎委員が、今日、欠席しておりますので、この件は、私の方から説明をさせていただきます。</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは説明いたします。        先程事務局から説明がありましたように、申請人の吉山さんは、現在、浅海地区に居住しておりますが、この度、本申請地を借り受け、新規に農</p>

<p>部会長</p>	<p>業を始めたいと申請に及んだものです。地元において、営農体制等を確認したところ、西予市にあります無茶々園にて6年間農作業に従事した経験があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>先程の11番の住所地が浅海地区でありますので、田中委員さんお願いします。</p>
<p>田中委員 (浅海地区)</p>	<p>先程事務局から説明がありましたように、申請人の吉山さんは、現在、浅海地区に居住しており、この度、久枝地区の農地で新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>吉山さんは、東京の出身で、現在、無茶々園で柑橘を栽培しております。若くて、今回、独立し耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次は12番と13番であります。</p> <p>これは、併用案件となっております。まず、所在地が和気地区でありますので、私から説明させていただきます。</p>
<p>部会長 渡部委員 (和気地区)</p>	<p>それでは、説明をいたします。</p> <p>先程事務局から説明がありましたように、譲受人の吉岡さんは、現在、農地13アールを耕作する農業者であります。今般、隣接する本申請地を譲り受け、取得後の耕作面積を30アール以上にして、農業に精進しようとするものであります。申請地は現在、若干荒廃しておりますが、現地では既に雑木等の伐採作業を行っており、耕作意欲も感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>つづきまして、ただいまの件の住所地が生石地区ですので、戒能謙介委員さんからお願いします。</p>
<p>戒能委員 (生石地区)</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>本申請は、農地を取得し、経営規模の拡大を図るもので、申請人が生石地区に在住し、この度、申請地である和気地区の農地を取得し30アール以上となる案件となっております。地元において、農業にたいする営農体制、労働力等を確認いたしましたところ地区審査において了承いたしました。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に13ページの14番、15番、16番、は併用案件となっております。そこで、まず、14番と15番の所在地が堀江地区でありますので、松下委員さんから、お願いをいたします。</p>
<p>松下委員 (堀江地区)</p>	<p>先程、事務局から説明がありましたように、申請人の山岡さんは久米地区に居住しており、取得した農地は、堀江地区と潮見地区と聞いております。聞いたところ、耕作意欲もあり、愛媛中央農協での研修も受けられて</p>

<p>部会長</p>	<p>おり、地元としては、了承しました。 よろしく願いいたします。</p>
<p>寺井 (潮見地区)</p>	<p>ありがとうございました。 次に、16番ですが、所在地が潮見地区でありますので、寺井委員さん からお願いします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ただいま、堀江地区の松下委員さんから説明がありましたように、愛媛 中央農協での研修も受けられ、本人も十分耕作意欲があるということで、 了承いたしました。よろしく願いいたします。</p>
<p>安永委員 (久米地区)</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、14番、15番、16番の住所地が久米地区でありますので、 安永委員さんからお願いします。</p>
<p>事務局 (藤久次長)</p>	<p>それでは、ご説明いたします。 先程事務局から説明がありましたように、譲受人の山岡さんは、南久米 町にお住まいであります。今般、農地を一部譲り受け、一部は借り受け て新規農業をお考えです。地区審査において、営農体制等を確認いたしまし たところ、耕作意欲も感じられましたので、住所地農業委員として了承い たしました。なお、本部会でのご審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に最後になりますが、17番は、正岡地区 です。村上委員さんからお願いします。</p>
<p>村上委員 (正岡地区)</p>	<p>事務局の説明のとおりですので、本部会での審議をお願いします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま、第5号議案につきまして、事務局 ならびに地元委員さんから説明がありました。 本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしま す。</p>
<p>事務局 (藤久次長)</p>	<p>続きまして、第6号議案、農地法第4条許可申請について議題といたし ます。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (藤久次長)</p>	<p>それでは、ご説明いたします。 1番、本件申請人は、農地約49アールを耕作する農業者でございます が、昭和50年及び平成12年当時、農地法の許可を得ず、農業用倉庫の 建築、農家住宅の増築をしていたもので、今回、違反の解消を図りたいと しております。 なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集 団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。 以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

部会長	ただいま事務局から第6号議案について説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたしますが、本件は県許可分でありますので、意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、第7号議案、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、本社を大阪市に置き自動車販売業を主な業務とする法人でございますが、この度、松山市の出店を企画し、国道11号線沿いの自動車関連企業が集まる地域にある本申請地を取得の上、隣接地を併用し、中古車販売展示場を設置したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、3番は、併用案件ですので、一括して説明いたします。</p> <p>本件受人は、市内神田町で各種社会福祉事業を営む社会福祉法人でございますが、この度、本申請地を取得し、小規模特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、介護付き有料老人ホーム等の介護老人福祉施設及び露天駐車場を設置し、地域住民へのサービスを提供したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が3000㎡を超えますので、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>また、1000㎡以上でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。</p> <p>4番、本件受人は、市内井門町で特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人でございますが、この度、隣接する本申請地を取得し、定員30</p>



名の特別養護老人ホームを増設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

5番、本件受人は、一般貸切旅客自動車運送事業を主な業務とする法人でございますが、現駐車場が地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに、本申請地を取得し、営業車両、従業員用車両、来客用車両の露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

6番、本件受人は、市内南高井町でガソリンスタンドを経営する法人でございますが、現事業敷地が手狭なことから、隣接する本申請地を取得し、従業員用の露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

7番、本件は、社会福祉法人設立準備会の申請で、この度、本申請地取得し、定員29名の小規模特別養護老人ホーム、定員18名の認知症対応型グループホーム及び定員10名のショートステイを開設したいとしており、国、県の補助金も内示予定で、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は土地収用法該当事業のため例外的に許可できるものに該当すると判断されますが、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

	<p>また、本件は申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。</p> <p>8番、本件受人は、履物の製造・卸売業、売電事業を主な業務とする法人ですが、今般、事業の多角化を図るため、当法人役員より本申請地を借受け、太陽光発電施設を設置しようとするものです。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、JR栗井駅から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます</p> <p>本件は申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。</p> <p>9番、本件受人は、農地約28aを耕作する兼業農家でございますが、母親の介護の必要から、現居宅をホスピス事業を行うNPO法人へ賃貸し、新たに、本申請地を母親より借受け、農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、JR光洋台駅から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。次に、地元委員さんから説明をお願いします。まず、2番と3番は、併用案件となっております。久米地区でありますので、安永委員さんからお願いします。</p>
安永委員 (久米地区)	<p>それでは、ご説明をいたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましてとおり、譲受人の「社会福祉法人愛<small>あい</small>りんえん<small>りんえん</small>」は、神田町及び東温市で社会福祉事業を営む法人であります。</p> <p>この度、高齢者施設整備に係る松山市の公募の結果、内定が決まり、高齢者施設及び露天駐車場として利用する土地を探していたところ東温市にある事業所にも近く、既存集落内に位置する本申請地が最適地として、申請に及んだものであります。</p> <p>地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。次に4番と5番は浮穴地区ですので、南委員さんからお願いいたします。</p>
南委員 (浮穴地区)	<p>まず、4番の和光会からですが、先ほど事務局から説明がありましてとおり、申請者の社会福祉法人和光会は、介護老人福祉施設などの運営を行う法人であります。</p> <p>近年、高齢社会の進展による福祉施設への入居希望者の増加に應えるた</p>

<p>南委員 (浮穴地区)</p>	<p>め、既存施設の特別養護老人ホームと隣接している当該地に新棟を増設し、より入居者及び地域利用者に満足して頂けるサービスを提供するため、本申請に及んだものであります。</p> <p>転用の理由、目的ともに適切であるとみられることから、地元としては了承致しました。</p> <p>続きまして、5番の有限会社四国トラベルについてですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請者の有限会社四国トラベルは、浮穴地区に事業所を構え、一般貸切旅客自動車運送事業を営む業者です。</p> <p>今般、駐車場土地として賃借している土地を返還するよう土地所有者から求められ駐車場土地に不足が生じたため、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、この2件、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に7番は、潮見地区でございますので、寺井委員さんお願いいたします。</p>
<p>寺井委員 (潮見地区)</p>	<p>先ほど事務局から説明がありましたが、「(仮称)社会福祉法人 みかん会」は、この度、社会福祉法人の認可を受け、特別養護老人ホーム等の経営、社会福祉事業を行う計画をしております。</p> <p>そこで、利用対象者が多数いるにもかかわらず、施設が不足している潮見地区で、高齢者に対して手厚い介護を行うため、本申請に及んだものであります。</p> <p>隣接地への被害防除も留意していただくようお願いしまして、地元としては了承致しました。本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に8番ですが、河野地区ですので、中川委員さんお願いいたします。</p>
<p>中川委員 (河野地区)</p>	<p>それではご説明致します。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の「ヤマト株式会社」は靴・履物類の製造及び卸売、また、太陽光発電による売電事業を営む法人であります。</p> <p>今般、太陽光発電事業の業務拡大をするため、申請に至ったものであります。転用による周辺地域への被害防除についても、十分に配慮されていることから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>

部会長	<p>ありがとうございました。 ただいま、第7号議案について事務局ならびに地元委員さんから説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め原案のとおり承認することといたしますが、なお、本件は県許可分でありますので、2番、3番、7番は、農業会議の意見を聞いた後、その他は直ちに意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、第8号議案、平成28年度第2号農用地利用集積計画について、議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>本日の案件49件の内、使用貸借権の設定が34件、賃借権の設定が9件、所有権移転の設定が6件となっており、設定総面積は、合計86,024.93㎡でございます。その内訳は、新規が41筆、更新69筆、所有権移転が8筆となっています。</p> <p>議案のご説明についてですが、今回、件数が多くなっていますが、国よりすべての議案について説明すること、との指導でございます。全件ご説明する内、見開きのページにつきまして譲り受け人が同一の場合は、一括してご説明させていただきますので、今後におきましても議事進行が迅速に執り行われるようご協力をお願いします。</p> <p>では、議案書17ページ、番号1の譲り受け人は、約565アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号2の譲り受け人は、約135アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号3と18ページ番号4から番号6、19ページ番号7から番号11、20ページ番号12から番号15の譲り受け人は、約1,038アールを耕作する農事組合法人で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号16、番号17の譲り受け人は、約68アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとし</p>

ています。

番号 18、番号 19、番号 21、22 ページの番号 22 の譲り受け人は、約 508 アールを耕作する農業者で、継続して権利を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

21 ページに戻りまして、番号 20 の譲り受け人は、約 243 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

22 ページの番号 23、23 ページ番号 24、番号 25、番号 26 の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の 1 つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て借り手の方に 6 月頃正式に転貸される予定です。

番号 27、番号 28、24 ページ番号 29、番号 30 の譲り受け人は、約 267 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 31 の譲り受け人は、約 56 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 32 の譲り受け人は、約 62 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 33 の譲り受け人は、約 220 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 34 の譲り受け人は、約 53 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 35 の譲り受け人は、約 160 アールを耕作する農業者で、継続して

賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号36、番号37の譲り受け人は、約56アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号38の譲り受け人は、約314アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号39の譲り受け人は、約269アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号40の譲り受け人は、約124アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号41の譲り受け人は、約183アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号42の譲り受け人は、約189アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号43の譲り受け人は、約152アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号44の譲り受け人は、約63アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号45の譲り受け人は、約369アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号46の譲り受け人は、約272アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号47の譲り受け人は、約112アールを耕作する農業者で、水田を売

	<p>買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号48の譲り受け人は、約125アールを耕作する農業者で、普通畑を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号49の譲り受け人は、約358アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成28年5月16日となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
部会長	はい。ありがとうございました。ただいま第8号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。
白石委員	異議あり
部会長	はい、白石委員
白石委員	それで、樹園地も大部、出てきたが、樹園地を転用して廃園にする場合、隣地承諾をいただいていたが、それを無くしたのはいつからですか。
部会長	事務局から回答できますか。
白石委員	隣地を山林等に戻すと隣の樹園地に迷惑が掛かる。
部会長	事務局から回答します。
事務局 (藤久次長)	転用の場合の隣接者の承諾書は、国、県からの指導で原則として求めてはならないとされておりますので、現在は余程の事が無い限り、求めておりません。
白石委員	いつからですか。
事務局 (藤久次長)	それは定かではなく、はっきり断定は出来ませんが、平成10年当たりの農地法の改正に伴い、国からそういう指導がありました。直接、農林水産省の職員が来られた時にも、そういう話をいただきました。 以上でございます。
部会長	ありがとうございます。白石委員よろしいですか。
白石委員	いや、私はそういう記憶は無い。 転用する時は、隣地の承諾をもらっていた。 つい、先日も北条に呼ばれた時、五明の水が粟井あたりに流れている。500mの用水路があるのに廃園になっている。何も無しということで、びっくりしました。隣地の印をもらわないと、出来なかったのにと驚いてい

部会長	<p>る。そんな事で良いのか。また、調べます。</p> <p>事務局、白石委員の再質問のようですが、もう一度、回答できますか。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>農地の転用の場合、周辺農地への影響、被害防止は当然、適正になされなければなりません。どのようにするかは、申請の時に明記されており、最終的に許可権者である愛媛県がこれなら問題無いと判断し許可になります。ですから、農地の転用は、そういうきちんとした処理基準に基づき決まるものであり、周辺土地所有者の承諾で決まるものではありません。これは、国から言われた事であります。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p>
委員一同	<p>無し</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、第9号議案、農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第19条3項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>4月の農地部会におきまして機構への利用権設定についてこの3筆をご審議いただきました。これに関しては平成28年4月15日に市の公告が済み、同日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。</p> <p>総面積は合計4,928㎡、3筆、全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後に、県が認可し、6月中旬の公告という流れになっています。そのため、7月頃横林氏に耕作権が設定される予定です。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第9号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>



<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、第 10 号議案 農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (渡部主幹)</p>	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 3 月 25 日から 4 月 22 日までに専決処理した案件は 12 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 12 件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。ただいま第 10 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。</p>
<p>事務局 (永野副主幹)</p>	<p>続きまして、第 11 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号 1 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>番号 2 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無</p>

い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

なお、今回の納税猶予を受ける農地の内、畑寺 2 丁目乙 88 番 1 については、農業用倉庫部分を相続人本人の申し出により除外しております。

番号 3 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

番号 4 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

番号 5 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございます。ただいま第 11 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

白石委員

部会長

部会長

はい、白石委員

白石委員

あのね、この 11 号の 2 番の森川君は、市の公務員ですので聞きました。それで、畑寺 2 丁目乙 88 番 1 ですが、347 m<sup>2</sup>で 24.76 m<sup>2</sup>農業用倉庫部分が除外となっています。

それで、本人申請で公務員が出している。

私はこう思います。こういうのは、もうひとつあり、特に松山市で 34 町の基盤整備を窪野町でやった。橋部長の所の、ハウスの部分は農地に見られず排除された、しかし、これは農地部分ですので、農地として相続を受けなければならない。先輩は私より 3 歳年上で、私は行きました。ハウスをやっている。ただ、建築基準法上は 10 m<sup>2</sup>ですから、それ以上は全て建築確認がいります。それで、農業委員会の事務というのは、転用、分筆全て、法定業務で出来る。私は、森川君に聞きました。これは、あなたが、相続するのであれば、うそで使っていたのか。10 m<sup>2</sup>以上の建築物は、山林だろうが、どこであろうが、松山市の許可がいる。親子で、うそをついて使っていたのか。現況課税で 5 年分遡って、税金を払うのか。農業用の倉庫は、そうしないと罪になる。そういうことです。これを、農業用倉庫

	<p>以外に扱おうと罪を犯した事になり罪人となる。農業用倉庫なら、問題無い。農地なので納税猶予を受けられる。</p> <p>農業委員会は平米数で分筆、転用を引き受けています。そのあたりの事をはっきりしてくれないと、いくら本人申請でも、1月1日付けで、市の行政としては資産税台帳で農地課税してある。農業委員会だけが、ずれた事をしてはいけない。この時点までは、うそでやってきたが、それはいけない。現況課税というのは、転用しても、いなくても現場の状況が何年間かその状態であれば、地目が農地であっても、重信町の村田農場のように3反もあり6000万円掛かっているようなことが起きる。そういうことでは、農業委員会が罪を作るようになる。そこの事を指導が足りないと局長にも言っている。そこは、本人申請といっても、どうするのか。今日は会長が来ていないので、頭にきている。どうするのか</p>
部会長	白石委員。私からお答えをいたします。
白石委員	はい、言ってください。
部会長	白石委員には、何回となく、納税猶予については、お答えもしております。前回の会の最後の時に、白石委員も若干勘違いされている部分もあると思います。私共も、もっと勉強するべき所があるかと思っておりますので、税務署へ同行しませんかと提案させていただきました。それでも、白石委員が応じてくれないのであれば、納税猶予については、これ以上はお答えしかねますので、白石委員もご理解いただきたいと思っております。
白石委員	ダメです。
部会長	ダメですか。
白石委員	はい。資産税の担当が3人いますが、誰も知りません。
部会長	これ以上のお答えはできませんので、ご理解いただくしかございません。
白石委員	はい、はい。
部会長	他にございませんか。
委員一同	無し。
部会長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案の通り承認することといたします。
	<p>以上で、本日の提出議案、11件の議案審議は全て終了いたしました、ここで、委員さん何かご意見はございませんか。</p>
委員一同	無し。
部会長	はい、委員さん方無いようですので、あと、事務局から連絡事項がございます。

事務局  
(渡部主幹)

まず、下限面積の別段面積につきましてご説明させていただきます。

下限面積の別段面積とは、耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合（いわゆる農地法第3条許可申請をする場合のことでございますが）、取得後において一定面積以上の耕作面積に達しなくてはならない面積のことでございます。

平成26年4月より30aに変更となりましたが、農林水産省経営局長通知により、農業委員会は毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について検討することとなっています。

修正するための基準等をご説明いたしますと、3枚目の農地法施行規則をご覧ください。第17条第1項第2号では、面積の単位はアールとし、10a以上であること。第3号では、設定した面積未満の農家世帯が40%を下らないようにすべきである。また、第2項第2号では、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れが無いようにすべきとされています。

では、1枚目の別段面積検討資料をご覧ください。表1・2でございますが、以前の基準50a以上では許可にならなかったもので、下限面積が下がったことにより新たに許可となったものでございます。筆数・面積・件数・人数を表示したもので、表1が平成27年4月から平成28年3月までに許可となったもので、表2は平成26年4月から平成27年3月までに許可となったものでございます。

表1と表2を比較すると、新規農業は、やや減少していますが、新規就農補助金が平成26年度に始まり、少し落ち着いた感がございます。また、許可後の経営面積が50a未満の案件につきましては、面積以外の筆数や件数、人数は増加の傾向が見られます。

次に表3でございますが、こちらは過去3年度分の3条許可処理状況でございます。27年度は26年度と比較いたしましたら面積は減少しています。25年度と比較いたしましたら面積は減少しているものの、件数は増加しており、下限面積を引き下げたことによる効果といたしましては、農地の流動化、新規農業者の育成、農業者の負担軽減に効果があったように思われます。

次に2枚目でございますが、県下の状況と近隣市町の状況でございますが、表は昨年状況でございます。近隣市町につきましては、先日、電話にて各農業委員会事務局に問い合わせを行い、確認いたしました。変更の予定は無いとのことでございます。

下限面積を変更して2年であること。次に、設定した面積未満の農家世帯が40%を下らないようにすべきであるについては、仮に20aに変更した場合、20a未満の農家世帯のほとんどが、10a未満の農家世帯であること。また、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないようにすべきという点では、愛媛県下他の市町と比べて突出してしまうように思われることから、本年も今まで通りの30aでどうでしょうか。ご審議のほど、お願いいたします。

部会長

いま、別段面積について事務局から説明がありました。  
委員さん方、現状のまま変更なしで、よろしいですか。

委員一同	現状で変更なして良い。
部会長	はい、現状のままでという意見が多いようですので、新年度も現状の数値でいきたいと思います。 他に事務局ございませんか？
事務局 (永野副主幹)	続きますして、今年度の利用状況調査について担当者から、ご説明いたします。お手元の資料で「H28年度の利用状況調査について」という資料がございます。よろしくお願ひいたします。
事務局 (乃万副主幹)	皆さん、こんにちは 私は、4月の人事異動で、農業委員会事務局に配属され、遊休農地対策の担当になりました乃万と申します。今後とも、よろしくお願ひいたします。  まず、H28年度の農地の利用状況調査についてご説明いたしますが、前年度と大きく変わる所はありません。 調査体制ですが、基本的に農業委員会事務局職員2名と農業委員さん1名の計3名で、各担当校区の利用状況調査を行います。 事務局が事前に各農業委員さんと日程調整を行い、当日に合流して、実施調査をおこないます。 基本的に委員さんに同行調査をお願いするのは、一日を予定しており、それ以上かかる場合は、事務局で調査及び現場の写真撮影を行い、後日、委員さん現場写真の確認とご意見を伺いたいと考えております。 日程については、松山市全域の農地の調査を平成28年6月1日から8月30日までの3ヶ月間で、実施いたします。 国の方針により、前年度より調査期間が3ヶ月間短縮されています。 調査の仕方は、事務局で把握しております再生利用が可能な荒廃農地及び再生利用が困難な荒廃農地について、現地にて目視確認と写真撮影を行います。 調査中に新たに発見した荒廃農地についても、目視確認と写真撮影を行います。 荒廃農地については、現地で委員さんのご意見も聞き、A分類(再生利用が可能な荒廃農地)とB分類(再生利用が困難な荒廃農地)、営農開始した農地とに分類します。  以上で、私からの利用状況調査の説明を終わります。  詳しい内容は、5月13日の総会にて、資料も配布して、説明させていただきます。何か、ご質問はございませんか。 無ければ、これで、説明を、終わります。
委員一同	無し
部会長	事務局、他にないですか。
事務局 (松木局長)	次回の農地部会の日程ですが、6月10日の金曜日を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。
部会長	以上で第714回農地部会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午前 11 時 45 分閉会

